

入間市商工会会費算定基準表

単位：一口 月額100円

基本割					従業員割					
個人		法人			商業・サービス業			工業・建設業		
口数	月額	資本金(万)	口数	月額	従業員数	口数	月額	従業員数	口数	月額
6	600	100以下	7	700	0	0	0	0	0	0
		101～200	8	800	1	1	100	1～4	1	100
		201～300	9	900	2	2	200	5～8	2	200
		301～400	10	1000	3	3	300	9～12	3	300
		401～500	11	1100	4	4	400	13～16	4	400
		501～1000	12	1200	5	5	500	17～20	5	500
		1001～2000	13	1300	6～10	7	700	21～30	7	700
		2001～3000	14	1400	11～15	10	1000	31～50	10	1000
		3001以上	15	1500	16～20	12	1200	51～100	12	1200
					21以上	15	1500	101以上	15	1500

計算の仕方

基本割(個人・法人)＋従業員割(商業・工業建設)＝月会費×12＝年会費

例① 個人事業者で業種は商業関係。従業員は奥様(専従者)のみ

(個人＝600円)＋(商業者の従業員1人＝100円)＝700円/月額 年会費 8400円

例② 法人事業者で資本金500万円の工業で従業員8人

(法人500万＝1100円)＋(工業の従業員8人＝200円)＝1300円/月額 年会費15600円

- (注)
- 1 会費の算出方法は、該当する基本割と従業員割を加えたものとする。
 - 2 従業員数は、常時従事している従業員とする。(パートタイマー・アルバイトは除く)
個人の事業主及び法人の代表者は除く。
 - 3 大・中型店、金融機関は、別紙の賦課基準による。
 - 4 会費の納入方法
会費は一年を2期に分けて納入する。納入月は5月・11月とする。
 - 5 この基準は平成8年4月1日より適用する。
 - 6 平成12年10月より一部改正